

生涯学習時代の 教育制度

梨本 加菜

樹村 房

はじめに

1. 本書の特徴

本書は、幼稚園、小学校、特別支援学校等の教師を目指す学生の、教職課程の基礎科目「教育制度（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項）」に対応したテキストです。教師の他にも、児童福祉施設の職員や学芸員、司書、社会教育主事の志望者、地域活動の指導者等、教育・福祉を学ぶ皆さんが教職教養を広くカバーできるよう構成しました。特徴は、次の5点にまとめられます。

第一に、教育制度の全体像を見通しやすいよう短めの15章で構成し、法規等は本文中に主要な条文を入れ、文章の流れの中で読めるようにしました。

第二に、学校教育を中心に社会教育と教育行政、また保育等の福祉行政の分野を取り入れ、子どもに関連する施策を横断して見通せる構成としました。

第三に、2019(平成31)年度より始まる新しい教職課程の該当科目に対応し、地域連携と学校安全についての内容を強化しました。

第四に、大学の学びにおけるアクティブ・ラーニングを重視し、特に第15章は、発展的に学ぶためのさまざまな情報やグループワーク例を載せました。

第五に、現時点の最新の動向を載せました。数値のデータや法改正等から、制度が具体的に、また生き物のように見えてくることを期待しています。

2. 本書の使い方

実は、本書は冒険をしています。歴史に関する章や、法令等をまとめた巻末資料は独立させず、これらの内容をできるだけ全15章の文中に収めました。特徴の第一で挙げたとおり、全体を俯瞰でき、文脈の中で史実や条文を読める構成を重視したためです。そのため、法律の全文を見通す場合は、「教育六法」[→第15章1]や総務省のWebサイト「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(法令検索)を当たってください。欧米の制度史は、教職科目「教育原理」や、大学により開講される「教育史」等の授業、また各自で探した関連書籍で確認してください。

実際に教職課程の科目のほとんどは、アプローチは異なりますが、教育制度

に関する内容を学びます。例えば「教職概論」で教員制度を、「教育課程論」等で教科用図書の詳細を学ぶことで、相互の理解が深まるでしょう。本書でも、関連する内容は、[→第〇章]と表記して検索しやすくしています。

本書は分かりやすい解説に努めましたが、内容のレベルは落としていません。明治期に遡りますが、国の幼稚園教諭（保姆）の養成課程の最終学年に、「園制大意」という科目がありました。卒業後に指導的立場に就く生徒に、学校経営の基礎知識と気構えを説いた講座だったと推測されます。本書も、今日の教育制度を、直面する仕事の文脈で捉えられることを目標したいと思います。

3. 教育改革と教育制度

本書は2016(平成28)年度までの情報を掲載しましたが、2017(平成29)年3月31日に新しい学習指導要領が告示されたように、状況は日々変化します。教職課程も2019(平成31)年度より新しくなります。国や自治体の教育改革が進む中で、既得の知識や理解をアップデートしていくことは大切です。

一方、子どもを育む教育の営みと、法令遵守の原則は変わりません。昨年他界した古英語学者の父は“Back to the Manuscripts (写本に回帰せよ)”が信条でした。本書でも可能な限り法令の条文やデータに立ち返ることを基本としました。教育の分野は、誰もが自らの学校体験や子育て観をもとに意見を言いやすく、それは良い傾向なのですが、誤認や特定の価値観が政策の決定や心ないバッシングに繋がりうる恐れには留意せねばなりません。

2015(平成27)年度に子ども・子育て支援新制度が導入され、他のテキスト執筆を優先させたため、本書の刊行は大幅に遅れました。それでも見放さずご指導くださった株式会社樹村房社長の太塚栄一様と、編集担当の安田愛様に心よりお礼を申し上げます。本書が、新制度を含め、教育制度を学ぶ良い入門書となることを願います。

2017年6月1日

梨本 加菜

生涯学習時代の教育制度

も く じ

はじめに 3

第1章 教育制度のすがた 13

1. 現代日本の教育制度：幼稚園から社会教育まで 13
 - (1) 学校教育 13
 - (2) 社会教育 15
 - (3) 教育行政の管轄外にある教育的事業 16
2. 日本の学校制度の特質：海外との比較から 16
 - (1) 単線型の学校制度 16
 - (2) 6-3制の義務教育 17
 - (3) 専門職養成課程の開放制 20
 - (4) 幼稚園と保育所の分化 20
 - (5) 特別支援教育における分離教育体制 20

第2章 学校制度と教育法規 21

1. 学校の種類 22
 - (1) 学校とは何か 22
 - (2) 法制上の「学校」 22
 - (3) 学校の種類と目的 23
2. 設置者別に見る学校制度 25
 - (1) 設置者別の学校の特質 25
 - (2) 公教育の拡大：私立校と教育課程特例校の制度を考える 27
3. 教育法規：学校制度を中心に 29
 - (1) 学校制度を支える法制度 29
 - (2) 教育法規の構造 29
 - (3) 教育法規の現在 31

第3章 現代日本の義務教育制度 ————— 32

1. 義務教育制度の原理…………… 32
 - (1) 義務教育とは何か 32
 - (2) 義務教育の内容・目標 33
 - (3) 国・地方公共団体の役割 34
2. 義務教育制度の実際…………… 34
 - (1) 就学義務 35
 - (2) 就学の猶予・免除 36
 - (3) 就学の援助 37
 - (4) 障害のある児童生徒に関する就学奨励制度 38
 - (5) 児童生徒の労働保護 38
 - (6) 私立学校への助成 39

第4章 さまざまな義務教育のすがた ————— 40

1. 障害のある児童生徒の義務教育…………… 41
 - (1) 特別支援学校と義務就学 41
 - (2) 特別支援学級・通級指導 42
 - (3) 院内学級 43
 - (4) 訪問指導 43
2. 海外で暮らす子ども・外国につながりをもつ子どもの義務教育… 44
 - (1) 海外に在留する日本人の義務教育 44
 - (2) 海外から帰国した子どもの義務教育 45
 - (3) 外国につながりのある子どもの義務教育 45
3. フリースクール・山村留学・夜間中学など…………… 47
 - (1) 義務教育段階の子どもが通う民間の団体・施設
(フリースクール) 47
 - (2) 山村留学・通学合宿等 48
 - (3) 中学校夜間学級（夜間中学） 49

第5章 後期中等教育と高等教育 ————— 51

1. 高等学校：高度な普通教育と専門教育……………52
 - (1) 高等学校の多様性 52
 - (2) 高等学校の学科・教育課程の多様性 52
 - (3) 総合学科の誕生 54
 - (4) 高等学校教育における「単位」の活用 54
 - (5) 特別支援学校の高等部 55
2. 後期中等教育の意義と課題……………56
 - (1) 後期中等教育の現状 56
 - (2) 後期中等教育を支える制度 56
3. 高等教育機関と類似施設……………58
 - (1) 大学 58
 - (2) 高等専門学校 59
 - (3) 専修学校・専門学校 60
 - (4) 行政機関の所管する施設 61

第6章 幼稚園と幼児教育の制度 ————— 63

1. 幼稚園のすがた……………63
 - (1) 幼稚園の歴史的特質 63
 - (2) 幼稚園の現在 65
 - (3) 幼児教育の行政 66
2. 幼稚園の教育課程……………70
 - (1) 幼稚園教育要領の嚆矢 70
 - (2) 幼稚園教育要領の変遷 70

第7章 社会教育と生涯学習振興行政 ————— 73

1. 社会教育と生涯学習振興行政……………74
 - (1) 社会教育とは何か 74
 - (2) 生涯教育と生涯学習振興行政 75
2. 社会教育施設・社会教育関係団体……………76

- (1) 社会教育施設の機能 76
- (2) 社会教育施設の種類 76
- (3) 社会教育関係団体 80
- 3. 社会教育・生涯学習振興行政に求められる専門性……………81
 - (1) 社会教育に関する専門職 81
 - (2) 学習活動の構成・促進に求められる専門性 82

第8章 国と地方の教育行財政……………83

- 1. 国の教育行政……………84
 - (1) 教育行政の基本原則 84
 - (2) 文部科学省の任務・組織 84
 - (3) 内閣・大臣、審議会等の位置づけ 85
- 2. 地方公共団体における教育行政……………86
 - (1) 地方の教育行政の基本原則 86
 - (2) 教育委員会の構成 87
 - (3) 教育委員会の職務権限：事務局が行う事務 88
 - (4) 教育委員会の職員 88
- 3. 教育財政……………89
 - (1) 教育財政の基本原則 89
 - (2) 国の教育財政：文部科学省関係予算 89
 - (3) 地方公共団体の教育財政 91
 - (4) 文教費・教育への公的支出 92

第9章 学校の教職員の制度……………94

- 1. 法制度から見た「先生」……………95
 - (1) 教職員の種類 95
 - (2) さまざまな教職員の制度 96
 - (3) 教諭等の充当職 97
- 2. 教員の免許……………98
 - (1) 教員免許状の制度 98

(2) 教員制度の特例	99
(3) 教員の質保証とキャリア形成のための各種講座	99
3. 教員の身分・服務	100
(1) 公僕としての教師	100
(2) 教職員の服務：職務に専念する義務	100
(3) 身分上の義務：遵守すべき服務規律	101
4. 教員の研修制度	102
(1) 教員と研修：学び続ける職責をもつ専門職として	102
(2) 法定研修	102
(3) 国・教育委員会が行う法定研修以外の研修	103
(4) 私立幼稚園教員の研修	103
(5) 自主研修・自己研鑽	103

第10章 学校経営・学級経営と児童生徒の管理 ————— 105

1. 学校経営	106
(1) 学校経営の概念	106
(2) 校務分掌	106
(3) 学校経営の改革の動向	107
2. 学級の経営	108
(1) 学級の概念	108
(2) 学級の種類	108
(3) 学級と特別支援教育	109
(4) 学級担任	110
3. 児童生徒の管理	110
(1) 就学・入学	110
(2) 就学の猶予・免除	111
(3) 修了・卒業・転入等	111
(4) 就学義務の終了について	111
(5) 出席の管理	112
(6) 出席停止	112

(7) 指導要録等の表簿の管理	113
4. 指導の一環としての懲戒	113
(1) 懲戒とは	113
(2) 法令上の懲戒	114
(3) 事実上の懲戒	114
(4) 体罰	115
 第11章 教育課程と教科書・教材	 116
1. 教育課程の歴史的特質	116
(1) 教育課程とは何か	116
(2) 教育課程の歴史：初等教育を中心に	117
2. 学習指導要領	118
(1) 学習指導要領とは何か	118
(2) 学習指導要領の変遷	119
(3) カリキュラム・マネジメント	119
3. 教科書・教材の制度	121
(1) 教科書とは何か	121
(2) 教科書の無償制と教科用図書・教材	122
(3) 教科書の検定と採択	122
(4) 特別支援教育における教科用図書	124
(5) 教材・施設等の整備	124
(6) 補助教材の扱い	125
 第12章 学校安全・学校保健・学校給食	 127
1. 学校安全	128
(1) 子どもの安全・安心を守ること	128
(2) 安全教育・防災教育	128
(3) 学校施設・設備の整備	129
(4) 学校の組織的な取り組み	130
(5) 地域・家庭と連携した体制づくり	130

(6) 学校事故	131
2. 学校保健	131
(1) 学校保健の規定	131
(2) 健康相談・健康診断	131
(3) 感染症の予防	132
(4) 学校保健・教育相談の充実	133
3. 食育・学校給食	134
(1) 学校給食の歴史と現状	134
(2) 学校給食の実施状況	135
(3) 学校給食と食育の課題	136

第13章 地域連携の制度 138

1. 地域連携：学校を核とした教育環境づくり	139
(1) 地域連携の意義	139
(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	139
(3) 学校の教育活動を支援する主な制度	141
2. 学校評価と学校運営情報の提供	143
(1) 地域連携のツールとしての学校評価・情報提供	143
(2) 幼稚園における学校評価	144
3. 地域連携が求められる教育課題	144
(1) 「いじめ」問題への対応	144
(2) 人権教育の取り組み	147

第14章 児童福祉と教育：保育，放課後，家庭教育 148

1. 児童福祉の制度改革と幼稚園	149
(1) 子ども・子育て支援新制度の導入	149
(2) 幼稚園の制度改革	150
2. 放課後の教育事業：放課後子ども総合プランに向けて	152
(1) 放課後児童クラブ：児童の健全育成及び 放課後対策事業として	152

- (2) 放課後子ども教室：子どもの「居場所」として 153
- (3) 放課後子ども総合プラン 154
- 3. 家庭教育：社会教育と福祉の領域をめぐる…… 156
 - (1) 家庭教育の位置 156
 - (2) 家庭教育に関する施策の展開 157

第15章 教育制度の現在：発展的に学ぶために —— 159

- 1. 基本的な文献資料から深く学ぶ…… 159
 - (1) 法令集 159
 - (2) 国の白書 159
 - (3) 自治体の広報誌 160
 - (4) 新聞、雑誌等 160
- 2. 一次資料及び教育の現場に学ぶ：課題を探究する…… 161
 - (1) 図書館の活用 161
 - (2) 施設見学・フィールドワーク 161
- 3. ワーク：中央教育審議会の答申から「チーム学校」論を学ぶ…… 163
 - (1) 中央教育審議会の答申 163
 - (2) 「チーム学校」論を調べてみよう 164
- 4. ワーク：市町村の幼稚園・認定こども園の現状を比較検討する…… 165
 - (1) 子ども・子育て支援新制度と幼稚園 165
 - (2) 市区町村の幼稚園制度に関するワーク例 166

第 1 章

教育制度のすがた

世界の国々や地域で、学校教育を中心に公教育の制度が整えられています。生涯学習時代といわれる今日は子どもから大人に至るまで、教育の領域は多様です¹。まずは日本の教育制度の全体像を見ていきましょう。

1. 現代日本の教育制度：幼稚園から社会教育まで

図 1-1 は 2016(平成 28)年現在の学習人口の図です。小・中学校を基準に多様な学校が体系化されています。右上に鉤形に広がるのは社会教育の領域です。学校教育と社会教育に大別される仕組みを確認していきましょう。

(1) 学校教育

a. 幼児教育・就学前教育 [→第 6, 14 章]

満 3 歳以上を対象とする幼稚園と特別支援学校幼稚部があります。2015(平成 27)年より幼保連携型認定こども園²も加わりました。福祉行政の領域の保育所(保育園等)を含めると、就学前施設に多くの幼児が在籍します。

b. 初等教育 [→第 3, 4 章]

日本の義務教育課程は 6 年間の初等教育と 3 年間の前期中等教育で構成され、6-3 制と呼ばれます。6 歳に達した子どもが通う初等教育の学校は、小学校

1 : ペダゴジー (pedagogy) と呼ばれる教育学は幼児や青少年が主な対象とされますが、他にも成人教育学や老年学 (gerontology)、死の教育 (death education) 等があります。本書では年齢別の教育の他、学校教育や地域教育 (community education)、児童福祉・保育等を含め、公教育を幅広く扱います。

2 : 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)」にもとづき設置・認可される教育及び保育の施設です

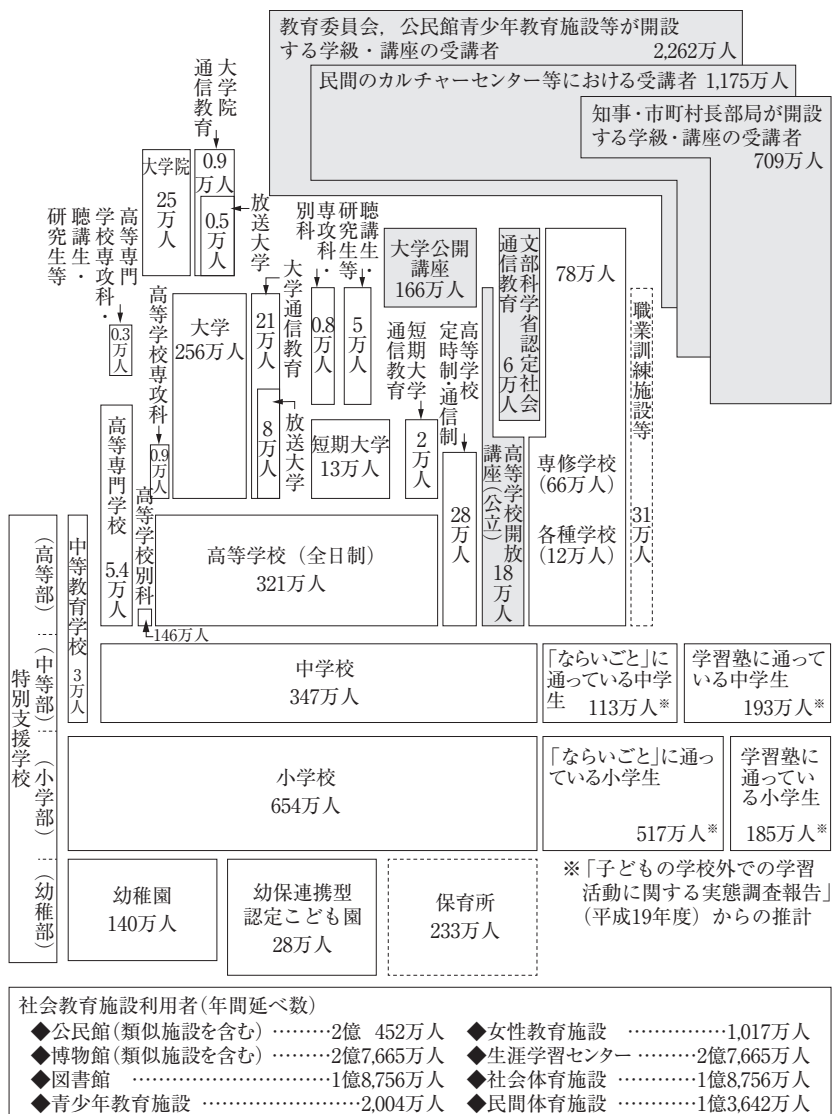


図1-1 「学習人口の現状」

出典：文部科学省（2016）『平成27年度文部科学白書』435頁

と特別支援学校小学部です。なお 2016(平成 28)年度より、小中一貫教育を行う義務教育学校（6 年の前期課程）も加わりました。

c. 中等教育 [→第 3, 4, 5 章]

初等教育修了後の 3 年間は前期中等教育と呼ばれ、具体的には中学校と特別支援学校中学部、1998(平成 10)年に創設された中等教育学校（前期課程）、1-(1)-b で触れた義務教育学校（3 年の後期課程）が該当します。

後期中等教育は、高等学校と特別支援学校高等部、中等教育学校（後期課程）が該当します。高等学校には 3 年の全日制と 3 年以上の定時制・通信制、1 年以上の別科³ 等があります。専修学校 [→第 4 章] 等を含めると、ほとんどの中卒者が義務教育終了後にもかかわらず後期中等教育段階に進学します。

d. 特別支援学校・特別支援教育 [→第 4 章]

図 1-1 の左側に、障害のある子どもを対象に特別支援学校があり、幼稚部、小学部、中学部、高等部に分かれます。かつての盲学校や聾学校、養護学校が 2007(平成 19)年に再編され、特別支援教育の拠点となっています。

e. 高等教育 [→第 5 章]

高等教育を代表する校種は大学です。通信教育課程や短期大学、大学院、また専攻科や別科、放送大学⁴ も含まれます。また、中卒者が入学できる概ね 5 年課程の高等専門学校も高等教育機関です。

学校教育法上の学校とは異なりますが、専修学校のうち高卒者を対象に専門課程をおく学校が専門学校（専門学校専修課程）です。広義の高等教育機関には、この他に省庁の設置する職業訓練施設や大学校等が挙げられます。

(2) 社会教育 [→第 7 章]

図 1-1 の右上は「生涯学習」等と呼ばれる社会教育の領域です。図 1-1 下部の公民館や図書館、博物館、体育館等の社会教育施設の活動や自治体の行う

3：主に中卒者を対象に技能教育を施す学校。唯一の公立校の横浜市立横浜商業高等学校別科（Y 校別科）は、全日制 2 年課程の理容科と美容科を置きます。

4：文部科学省と総務省が主管する通信制大学。遠隔学習の他、すべての都道府県に置かれた学習センターで面接授業が行われます。教員や看護師（受験資格）、認定心理士等の免許・資格課程や大学院課程も置かれています。

講座等の他、図1-1の中ほどにある高等学校や大学の公開講座や、社会通信教育もこの領域に入ります。学校の単位や学位は取得できませんが、カルチャーセンターや通信教育等の民間事業者も多く、学習者数は増えています。

(3) 教育行政の管轄外にある教育的事業

a. 学習塾、ならいごと等

図1-1の小学校と中学校の右隣に、学習塾と「ならいごと」があり、多くの児童生徒が関わります。これらは「私教育」で公教育の領域外といえますが、例えば国の調査で学習塾は「補助学習」と位置づけられ⁵、実際に学習塾と連携した補習を行う自治体がある等、公教育の領域の拡大が認められます。

b. 厚生労働省の教育的施設

図1-1にある厚生労働省関係の施設には、後期中等教育段階に当たる職業訓練施設等の他、就学前の保育所があります。幼保連携型、あるいは幼稚園型の認定こども園は学校と保育所の両方に位置づけられます〔→第14章1〕。

2. 日本の学校制度の特質：海外との比較から

アメリカ、イギリス（以上が図1-2）、フランス、ドイツ（以上が図1-3）の学校制度との比較から、日本の学校制度の特質は次のようにまとめられます。

(1) 単線型の学校制度

ヨーロッパの学校制度は私的なものを含め、次の二系統の歴史をもちます。

①社会の支配層や富裕層の子弟を対象に、高等教育を頂点に、その予備段階として中等教育や初等教育が作られ、いわば下の段階へと発展した系統。

②近代以降の大衆層や職人等を対象に、基礎的な初等教育を出発点として、中等教育や専門職養成等と、上の段階へと拡充された公立校の系統。

①と②では就学年限や教育課程が異なり、かつては系統間の移動は概ね困難でした。このように学校系統が並立する状態は「複線型」と呼ばれます。

5：1994(平成6)年より隔年で行われる「子どもの学習費調査」の定義。

イギリスには複線型の特徴が残ります。①に当たる独立（私立）学校はパブリックスクール⁶に代表されるように上流階級が対象で、名門大学の予備校的性格をもちます。公立にも選抜制の学校があります。幼児段階は、少人数教育の民間施設や家庭教育⁷の伝統があります。②に当たる大衆教育の歴史は産業革命の頃に始まります。現在も義務教育は5歳から始まりますが、元は劣悪な労働や生活環境からの小児の保護が、就学年齢の早い理由の一つです。

19世紀後半以降は、複線型から「分岐型」への移行が進みました。全国民が同じ初等教育を受け、中等教育より能力や適性等で学校が分岐する特性は、今日のドイツに顕著です。基礎学校の後、つまり「10歳」で進路が3つに分かれ、大学進学が前提のギムナジウムと専門職養成に向けた実科学校、そして職業訓練が中心のハウプトシューレの3つの学校系統があります。

20世紀以降は多くの国で民主的な公教育が追求された結果、「単線型」の学校体系が一般的になりました。つまり全国民に初等教育と（前期）中等教育を保障します。アメリカが筆頭で、日本の終戦後の改革のモデルとなりました。

（2）6-3制の義務教育

戦後の日本ではアメリカをモデルに単線型の学校制度に変わり、小学校6年間と中学校3年間、つまり6-3制の義務教育となりました。しかしアメリカでは各州で独自の制度をもち、例えばカリフォルニア州は5歳から13年間の義務教育です。他にも4-4-4制、8-4制等が見られます。

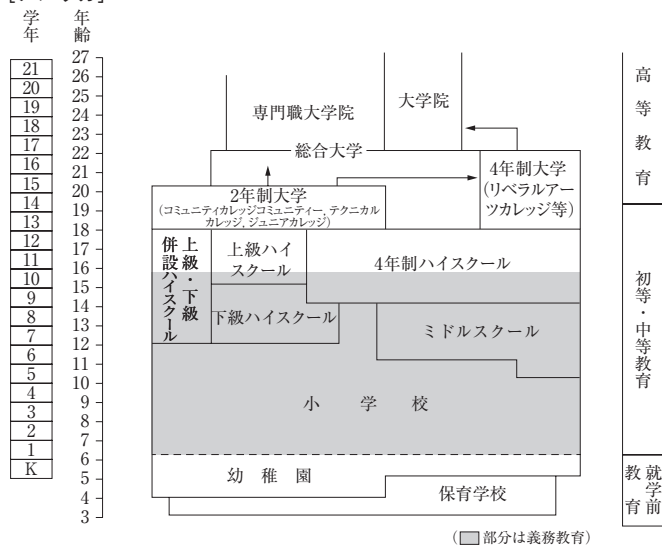
フランスは6歳から10年間の義務教育で、小学校5年間と前期中等教育（コレージュ）4年間の後、義務教育課程の1年間を含む後期中等教育は、普通・技術課程のリセと職業課程にあたるリセ、またその他の機関に分かれます。

6-3制で統一された日本では戦後一斉に学習指導要領が導入されましたが、イギリスでは1988(昭和63)年になって全国カリキュラムが策定されました。アメリカでは2010(平成22)年に3教科について各州共通基礎スタンダード

6：かつては家柄の限られる全寮制の男子校で、映画「ハリー・ポッター」(2001-)の「魔法学校」は、パブリックスクールのイメージで創作されています。

7：ミュージカル映画の「メリー・ポピンズ (Mary Poppins)」(1964)は、1910年代のロンドンの銀行勤めの家庭に住み込むナニー（乳母）が主人公です。

[アメリカ]



[イギリス]

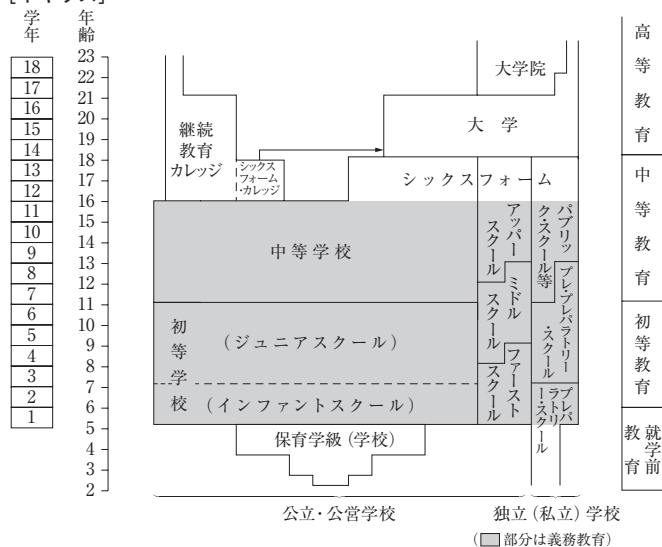


図1-2 アメリカ、イギリスの学校系統図

出典：文部科学省（2016）『諸外国の教育動向 2015 年度版（教育調査第 151 集）』36, 92 頁

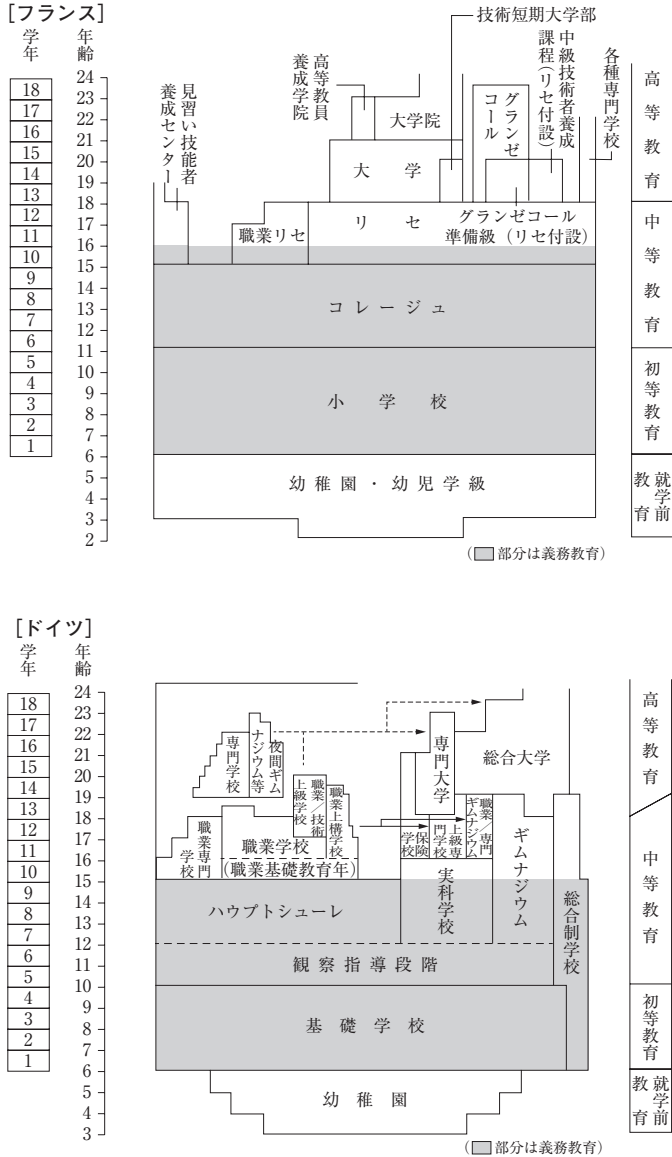


図1-3 フランス、ドイツの学校系統図

出典：文部科学省（2016）『諸外国の教育動向 2015 年度版（教育調査第 151 集）』132, 164 頁

(コモン・コア)が完成し、8割以上の州が関わるようになりました。

(3) 専門職養成課程の開放制

戦前の日本は、進路や性別等により学校の種類や年限が異なる分岐型の性格をもちました。例えば小学校の教師(訓導)になるには、今日の中学校の段階から男女別の師範学校に入りました。戦後は大学での教員養成が原則となり、国が認めた教職課程を大学に置く「開放制」と呼ばれる仕組みにより、私立の総合大学や専修学校等であっても教員免許が与えられます。

今日は中等・高等教育の多様化と開放的な専門職養成は多くの国で見られ、EU圏では学位や職業資格が他国で適用できる制度設計も進められています。教員養成ではフランスの高等教員養成学院やイギリスの1年制の教職専門課程のように、大学卒業後に教育学を学ぶ大学院(修士課程)も見られます。

(4) 幼稚園と保育所の分化

日本の就学前段階は、学校である幼稚園及び特別支援学校幼稚部と、児童福祉法のもとにある保育所が併存し、教育と保育の分化が顕著です。

海外では幼稚園の他、小学校に附設された幼児学級が多く見られます。フランスでは保育に欠ける状態の2歳児が幼稚園に優先的に入り、3歳から5歳までの幼児のほとんどが幼稚園・学級に在籍し、保育料はすべて無償です。

(5) 特別支援教育における分離教育体制

日本の特別支援教育は、障害のある子どもに特別な配慮を行うために特別支援学校が通常の学校系統と別建ての「分離教育」の体制が根付きました。

海外でも古くから支援教育を目的とした公私立の学校施設が発達しましたが、今日ではインクルーシブ(統合)教育の方針が主流です。アメリカやフィンランド等では通常の学校に特別支援学級やプログラムが置かれ、学校系統の分離は行われていません。フランスでは私立校のうち、特別支援教育を行う学校は優先的に認可され、国は公立校と同等の財政負担を行っています。

[著者プロフィール]

梨本 加菜（なしもと・かな）

東京大学教育学部学校教育学科卒業，東京大学大学院教育学
研究科（教育行政学専攻社会教育学専修）博士課程満期退学
山脇学園短期大学専任講師等を経て

現在 鎌倉女子大学児童学部教授

主著 『教育の経営・制度』（共著）一藝社

『生涯学習の基礎〔新版〕』（共著）学文社

『博物館教育論』（共著）ぎょうせい

『改訂 視聴覚メディアと教育』（共著）樹村房 ほか

生涯学習時代の教育制度

2017年 9 月13日 初版第 1 刷発行

2020年 9 月 7 日 初版第 4 刷

検印廃止

著 者 © 梨 本 加 菜

発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式
会社 樹村房
JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／美研プリンティング株式会社

製本／有限会社愛千製本所

ISBN978-4-88367-281-3

乱丁本は小社にてお取り替えいたします。